

(仮称) 大牟田市総合体育館新築工事に伴う基本設計業務

簡易公募型プロポーザル実施要領

令和2年5月

大牟田市市民協働部スポーツ推進室

—目 次—

1	設計者選定の目的	2
2	業務概要等	2
3	設計者選定の概要	3
4	参加資格	3
5	参加条件	4
6	失格要件	4
7	費用負担	5
8	事務局	5
9	事業の概要	5
10	参加手続	5
11	審査方法	7
12	業務委託契約	8
13	その他	8

1 設計者選定の目的

本市の市民体育館は、昭和49年の建築後45年が経過する中、建物の劣化が各所で進み、バリアフリー化が進んでおらず、また、指定避難所にも関わらず旧耐震基準であることなどの問題を抱えている。また、施設の老朽化や空調設備が無いことなど、市民のスポーツ活動を支える施設として著しく利便性、快適性に欠けており、高齢者や障害者にも優しい施設が求められている。

また、本市では、平成2年にスポーツ都市宣言を行うなど、スポーツを通して住みよいまちづくりを推進しており、市民体育館は、本市のスポーツ活動を支える主要な施設として長らく利用されてきた。このような中、少子高齢化とともに人口減少の進展もあり、競技スポーツをはじめ健康づくりやコミュニティの形成、子どもたちの健全育成や地域の活性化など、様々な効果が期待できるスポーツの振興にこれまで以上に取り組むことが重要と考える。そのため、スポーツ都市宣言の趣旨を実現し、将来に向けて持続可能なまちづくりを進めていくための環境づくりとして、安心、安全で快適な、そして身近で誰もが使いやすい総合体育館を整備し、スポーツを通じたまちづくりの拠点として最大限に活用することが必要である。

このようなことから、これまで総合体育館の整備に向けて、基礎調査や交通量調査解析、市民ワークショップや意見募集などに取り組んできており、令和2年3月に「(仮称)大牟田市総合体育館整備基本計画」を策定したところである。

このたび、基本計画に基づき、(仮称)総合体育館新築工事に伴う基本設計を行うにあたり、幅広い知識と優れた設計技術力を持ち、類似施設の実績を有する建築設計事務所を対象に簡易公募型プロポーザル方式により最良な設計者を選定することを目的とする。

2 業務概要等

(1) 業務名

(仮称)大牟田市総合体育館新築工事に伴う基本設計業務委託

(2) 業務内容

① 基本設計業務

(仮称)総合体育館新築工事の基本設計業務

別紙、「建築設計業務委託共通仕様書」及び「設計業務委託特記仕様書」による。

② 各種業務

関係法規、基準等にかかる打合せ及び協議、建築遂行上必要となる法令又は条例等に基づく資料作成業務等

(3) 委託期間

契約締結の日の翌日から令和3年3月19日(金)まで。

(4) 契約限度額

本業務に関する契約限度額は、45,453,100円(消費税及び地方消費税含む)である。

(5) 本業務実施上の留意点

プロポーザルにおける技術提案は、設計者を選定するために、課題への取組方法等について提出を求めるものであり、文書を補完するためのイメージ図・イラスト等の使用は可能であるが、設計業務の具体的な内容や成果品の一部を求めるものではない。

具体的な設計作業は、契約後に技術提案書に記載された取組方法を反映しつつ、発注者が提示する資料に基づいて協議のうえ開始するものとする。

- (6) 本業務に関連して別途発注する予定の業務
(仮称)大牟田市総合体育館建設に伴う事業者選定支援業務委託(DB方式アドバイザー業務)

3 設計者選定の概要

- (1) 主催者
大牟田市
- (2) 選定方式
簡易公募型プロポーザル方式
- (3) 募集及び選定スケジュール

項目	日程
実施要領等の配布	令和2年5月11日(月)から
質問の受付期間	令和2年5月11日(月)から5月14日(木)まで
質問の回答	令和2年5月19日(火)
参加表明書の受付期間	令和2年5月11日(月)から5月22日(金)まで
第1次審査・技術提案書提出要請	令和2年5月26日(火)
技術提案書提出期限	令和2年6月16日(火)まで
技術提案書の質疑回答	令和2年6月22日(月)から6月25日(木)まで
第2次審査・最優秀者及び優秀者の選定	令和2年6月29日(月)
選定結果通知	令和2年6月30日(火)
契約	令和2年7月上旬

※スケジュールは予定であり、日付が前後する場合がある。

- (4) 選定方法
設計者の選定は、大牟田市の職員で構成する(仮称)大牟田市総合体育館新築工事に伴う基本設計業務委託者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置し、これを行う。

4 参加資格

参加資格は、次のとおりとする。

- (1) プロポーザルに参加する業者(以下「参加者」という。)は、単体企業であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 令和元年度大牟田市競争入札参加資格者名簿(建築設計)に登載されている業者であること。

- (4) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- (5) 実施要領等の配布の日から選定結果の通知の日までの間のいずれの日においても、大牟田市指名停止等措置要綱（平成 29 年 4 月 1 日施行）の規定に基づく指名停止措置（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。
- (6) 福岡県内に本社、支社又は営業所若しくは事務所を有し、入札・見積、契約締結、代金の請求・受領等の権限を本社代表者から代理人（支社長・営業所長等）に委任されていること。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (8) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (9) 法人に、法人税、消費税、法人事業税、法人都道府県民税及び市税の滞納がないこと。
- (10) 過去 10 年以内に、1 棟あたりの延べ面積 5,000 m²以上の屋内スポーツ施設（※1）の基本設計または実施設計に関する業務（新築設計業務に限る。）を完了した実績を有すること。
※1 屋内スポーツ施設とはアリーナを有する施設とする。
- (11) 大牟田市暴力団排除条例（平成 22 年 6 月 29 日条例第 9 号）に規定する暴力団または暴力団員でないこと。また、暴力団の威力の利用や暴力団に利益を供与する等の当該条例に違反する行為がないこと。
- (12) （仮称）大牟田市総合体育館整備基本計画策定業務受託者でないこと。
- (13) 本業務のうち標準業務以外の専門分野については、協力者（協力事務所）を加えることができる。その場合、協力者（協力事務所）は「4 参加資格」の(2)、(7)～(9)を満たすこと。

5 参加条件

参加条件は、次のとおりとする。

- (1) 管理技術者は、一級建築士の資格を有すること。
- (2) 管理技術者は、過去 10 年以内に、管理技術者として 1 棟あたり延べ面積 5,000 m²以上の屋内スポーツ施設の基本設計または実施設計に関する業務を完了した実績を有すること。
- (3) 意匠、構造、電気設備、機械設備の各主任技術者を、それぞれ 1 名配置すること。
- (4) 管理技術者及び意匠主任技術者は、参加者と直接的な雇用関係を有すること。
- (5) 管理技術者は、主任技術者を兼任してはならない。また、各主任技術者は、他の主任技術者を兼任してはならない。
- (6) 主たる分担業務分野（平成 31 年 1 月 21 日国土交通省告示第 98 号別添一第 1 項第 1 号において示される「設計の種類」の「総合」に係る部分をいう。）を再委託してはならない。
- (7) 有資格者は、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 10 条第 1 項の規定に該当しない者であること。

6 失格要件

次のいずれかの要件に該当する場合は、その参加者は失格とする。

- (1) 選定委員会関係者に直接、間接を問わずプロポーザルに関して不正な接触又は要求をした場合
- (2) 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

- (3) 実施要領等の規定に違反すると大牟田市長が認める場合
- (4) 指定する様式(以下「様式」という。)によらない場合
- (5) 提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合
- (6) 様式及び記載上の留意事項に示す条件に適合しない場合
- (7) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (8) 許容された表現方法以外の表現方法を用いている場合
- (9) 虚偽の記載があるもの又はすでに発表されたもの同一、類似の提案若しくは盗用した疑いがあると認められる場合(契約締結後に事実関係が判明した場合においても、同様とする。)

7 費用負担

プロポーザルに参加することで生じる費用は、全て参加者の負担とする。

8 事務局

大牟田市 市民協働部 スポーツ推進室

〒836 - 0872

福岡県大牟田市黄金町1丁目34

電話(0944)53 - 1503

電子メールアドレス e-sports01@city.omuta.fukuoka.jp

9 事業の概要

- (1) 対象施設の概要
(仮称)大牟田市総合体育館
- (2) 建設予定地
福岡県大牟田市宝坂町2丁目92番地(延命公園内)
- (3) 主要用途 体育館(メインアリーナ、多目的ホール、柔道場、剣道場、トレーニング室、会議室等)
- (4) 建築工事費 約50億円(基本計画における試算であり、予算額ではない。)
- (5) 敷地 敷地面積 約30,000㎡
- (6) 体育館の想定 延べ面積 約9,500~約10,000㎡(基本計画より)
- (7) 用途地域 第一種中高層住居専用地域
- (8) 事業スケジュール(予定)
令和2年度:(仮称)大牟田市総合体育館新築工事に伴う基本設計業務委託
令和2年度~3年度:(仮称)大牟田市総合体育館新築工事に伴う事業者選定支援業務委託
令和3年度~5年度:実施設計・施工の一括発注(DB方式)

10 参加手続

- (1) プロポーザルに係る書類等の配布方法
プロポーザルに係る書類等は、原則大牟田市公式ホームページから入手するものとする。
- (2) 質問書の受付

プロポーザルの内容に関して質問がある場合は、質問書(様式 6)を次のとおり提出すること。

① 受付期間

令和 2 年 5 月 11 日(月) から令和 2 年 5 月 14 日(木)午後 5 時までとする。

② 提出方法

事務局へ電子メールにより提出すること。また、質問書の提出後、電話により受信確認を行うこと。

③ 質問に対する回答

令和 2 年 5 月 19 日(火)までに大牟田市公式ホームページにて受け付けた質問に対する回答を掲載するものとし、個別には回答しない。なお、公平性等に影響を与える事項などについては回答しないものとする。

(3) 参加表明書の提出

参加表明書(様式 1 から 5)は、別添「参加表明書作成要領」のとおり作成し提出すること。

① 提出期間

令和 2 年 5 月 11 日(月)から令和 2 年 5 月 22 日(金)午後 5 時まで(持参の場合は日曜日、土曜日及び祝日法による休日を除く午前 9 時から午後 5 時まで)とする。

② 提出方法

事務局へ持参又は郵送(受付期間内に事務局必着とし、配達証明付き書留郵便に限る。)により提出すること。

なお、持参する場合は事前に事務局へ連絡すること。

(4) 第 1 次審査の実施

① 参加表明書を提出した者について、参加資格の有無を審査する。

② 参加資格を有する者と認められた者に対して技術提案書の提出を要請する。ただし、参加表明書の提出者が多数の場合、評価の高い順に原則 5 者を選定する。

③ 技術提案書の提出を要請しない者についてはその旨を通知する。

④ 参加表明書を提出した者が 1 者の場合においても有効なものとして取り扱う。

(5) 技術提案書の提出要請

① 上記参加資格の審査において、参加条件を備えていると認められた参加表明者に対し、技術提案書の提出を要請する。

② 要請は、令和 2 年 5 月 26 日(火)に、電子メール及び文書にてその旨通知(以下「選定通知書(技術提案書提出要請書)」という。)するものとする。

(6) 技術提案書の受付

技術提案書の提出を要請された者は、技術提案書(様式 7 から 9)を作成(「(仮称)大牟田市総合体育館新築工事に伴う基本設計業務委託プロポーザル技術提案書作成要領」を参照)し、次のとおり提出する。

① 技術提案書提出期限

令和 2 年 6 月 16 日(火)午後 5 時まで(持参の場合は日曜日、土曜日及び祝日法による休日を除く午前 9 時から午後 5 時まで)とする。

② 提出方法

事務局へ事前に連絡のうえ持参、もしくは郵送により提出すること。郵送の場合は配達証明付き書留郵便とする。

(7) 技術提案書に関する質疑

提出された技術提案書については、新型コロナウイルス感染拡大防止の為、通常のヒアリングに代わり別途質疑回答を文書にて行う。

なお、質疑は本市より行うものであり、提出者からの質疑は認めない。

① 質疑回答期間

令和2年6月22日(月)から6月25日(木) 午後5時まで。

② 質疑方法

質疑は、事務局より電子メールにて質疑事項を送付し、提出者はメールにより上記期間までに回答する。

③ 質疑内容は、技術提案書と同様の取り扱いとし、第2次審査に反映させることとする。

(8) 第2次審査の実施

第2次審査は、「(仮称)大牟田市総合体育館新築工事に伴う基本設計業務委託に係る簡易公募型プロポーザル審査要領」によることとし、要領及び上記質疑内容は非公表とする。

(9) 第2次審査結果の通知

第2次審査結果は、令和2年7月上旬頃(予定)に大牟田市公式ホームページで公表する。また、最優秀者1者及び優秀者1者に対しては、電子メール及び文書にて通知する。

1.1 審査方法

審査は、次の審査項目により実施するものとする。

(1) 1次審査

審査項目	審査事項	審査のウェイト
I 企業要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同種業務実績 ・ 類似業務実績 ・ 有資格者数 	30
II 配置予定技術者の経験及び持ち業務の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理技術者の業務実績 ・ 意匠主任技術者の業務実績等 ・ 構造主任技術者の業務実績 ・ 電気設備主任技術者の業務実績 	70
III その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機械設備主任技術者の業務実績 ・ その他 	

(2) 2次審査

IV 業務実施方針	基本コンセプトや業務への取組体制、工程計画、動員計画、設計上特に配慮する事項等の的確性	70
V 質疑回答	技術提案に係る質疑回答の的確性	20

VI 技術力	<p>課題 1 スポーツ・健康増進施設機能、地域コミュニティ施設機能、防災施設機能等を複合化した総合体育館に関する整備計画の考え方について</p> <p>課題 2 持続可能な社会における環境にやさしく経済的・機能的な総合体育館とするための省エネルギー、省資源等の環境負荷低減方策とコスト縮減につながる工法の選定やライフサイクルコスト縮減の考え方について</p> <p>課題 3 延命公園の魅力向上のために備えるべき機能の確保と良好な住環境の維持、景観との調和に配慮した整備計画の考え方について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準法第 48 条特例許可：騒音・渋滞対策 ・ 第 3 種風致地区：景観の配慮(最高高さ・色彩等) 	210
合 計		400

1 2 業務委託契約

(1) 契約の方法

契約手続は、大牟田市契約規則(平成 2 年 3 月 31 日 規則第 26 号)の定めるところによる。プロポーザルにおいて最優秀者として選定された者を相手とし、契約交渉(特記仕様書等)を行うものとする。

ただし、最優秀者として選考された者が指名停止等により資格を失ったとき、協議が整わなかったとき、又は事故等により契約締結が困難となったときは、優秀者を相手方として契約交渉を行うこととする。

(2) 提案者が 1 者の場合でも審査を行い、最低基準点を満たした場合は、最優秀者として契約交渉を行う。

(3) 業務委託金額

選定された設計者に別途見積書の提出を求め、契約限度額内で決定する。

(4) 契約保証金

大牟田市契約規則第 23 条の規定に基づくものとする。

(5) 今後の整備手法については、DB 方式(実施設計と施工の一括発注)を予定しているが、本業務の受託者の DB 方式への参加可否については未定とする。

1 3 その他

(1) 参加者は本要領に定める諸条件に同意した上で、プロポーザルへの参加を表明すること。

(2) プロポーザルにおいて本市に関連する情報を入手するための照会窓口は事務局とする。

- (3) 参加者に対する現地説明会等は開催しない。個別に現地調査等を行う場合は、公園利用者等に十分配慮し、近隣居住者、通行人等に迷惑がかからないようにすること。なお、当該現地調査等に起因するトラブルが発生した場合、その内容によっては失格とすることがある。
- (4) 参加者 1 者につき 1 提案とする。
- (5) 提出書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨並びに日本国の標準時及び計量法(平成 4 年法律第 51 号)に定める単位に限る。
- (6) 参加表明書は、提出後の差し替え及び再提出を認めない。ただし、提出した書類に記載した配置予定の技術者は原則として変更できないものとし、病休、死亡、退職等の極めてやむを得ない理由により変更を余儀なくされた場合は、同等以上の技術者を配置し、本市の了解を得なければならない。
- (7) 提出書類において、文献を引用した場合は出典を明示すること。
- (8) 参加表明書は、プロポーザル特定後、公平性、透明性及び客観性を期するため公表することがある。
- (9) 最優秀者及び優秀者が提出した技術提案書は、プロポーザル特定後、ホームページ等で公開することがある。
- (10) 提出書類の著作権は参加者に帰属するが、審査に必要な範囲において無償で複製することができるものとする。
- (11) 提出された書類は返却しない。
- (12) 参加者は、プロポーザルに提出した書類等を雑誌、広報誌その他一般の閲覧に供する場合は、事務局の承諾を得ること。
- (13) 参加表明書を提出後、技術提案書が特定される手続きへの参加を辞退する場合は、令和 2 年 6 月 26 日(金)までに事務局へ辞退届(様式 10)を提出すること。
- (14) 本要領に規定されていない事項が発生した場合は、選定委員会と事務局が協議して決定する。